

「健診受診ポイント」の獲得方法について

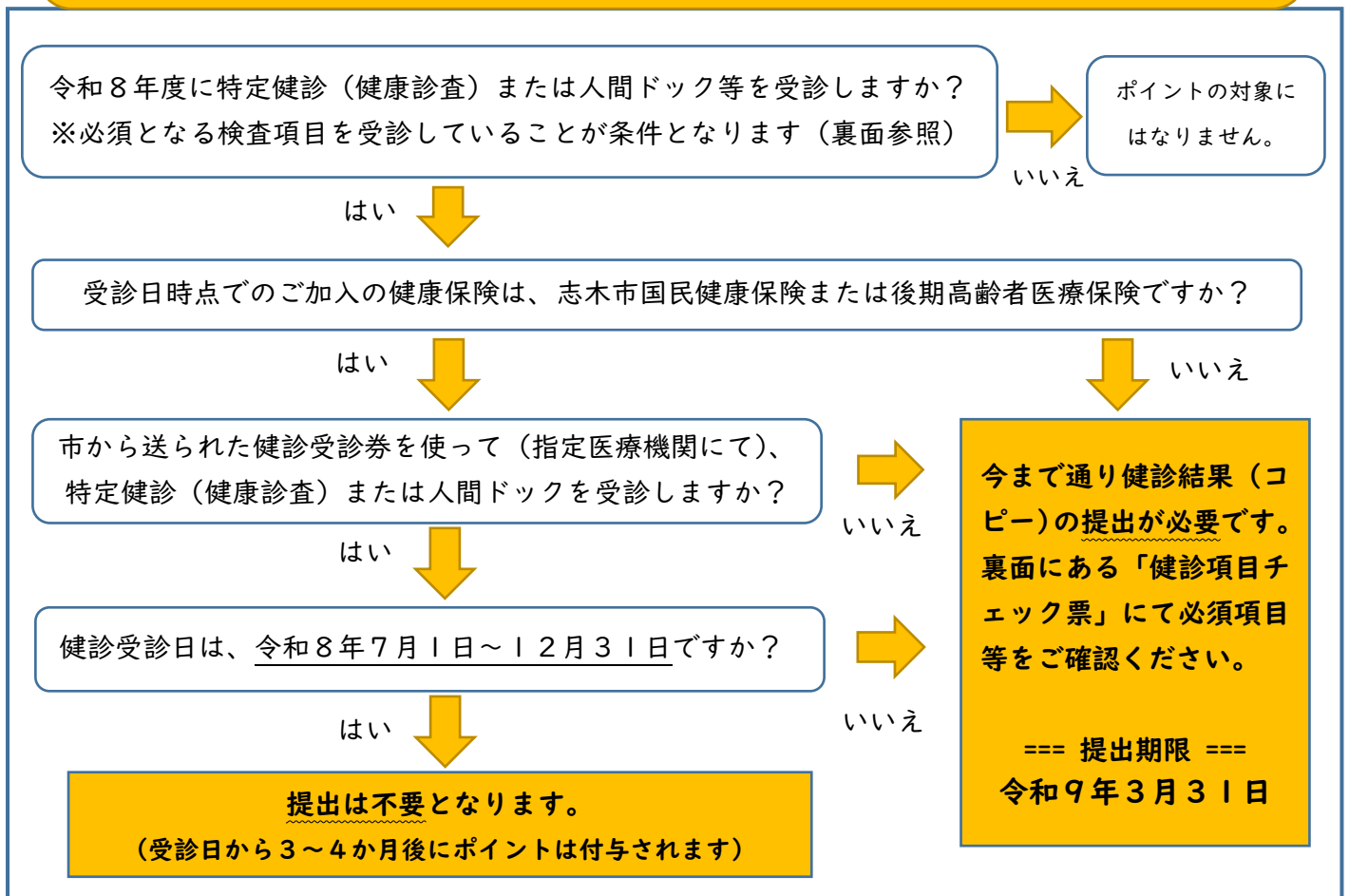
以下の条件全てに当てはまる方は健診受診結果(コピー)及び裏面の健診項目チェック表の提出が不要です。
なお、1つでも条件に当てはまらない方は提出が必要ですのでご注意ください。

※令和8年4月1日～令和9年3月31日の特定健診(健康診査)が令和8年度の健診受診ポイントの対象となります。

◎提出不要の3条件

- 志木市国民健康保険または後期高齢者医療保険にご加入の方
- 志木市の国保特定健診受診券または後期健康診査受診券を使用して、志木市指定医療機関において特定健診(健康診査)または人間ドックを受診する方
- 健診受診日が当該年度(令和8年)12月31日までの方

◎ご提出が必要か確認してみましょう



◎健診受診結果(コピー)は出張所等でも提出ができます!

出張所等に提出する場合は、必ず結果のコピーと、裏面のチェック票(コピー可、必要事項をご記入ください)を封筒に入れ、封をした上で封筒表面に下記内容を明記しご提出ください。

- ①いろは健康ポイント事業健診結果在中 ②健康政策課行 ③管理番号(6桁) ④氏名

※出張所等…柳瀬川駅前出張所及び市民サービスステーション

注

令和8年度に受診した方で3月31日までに結果が届かなかった場合は健康政策課にご連絡ください。

TEL:048-473-1674